

令和5年11月22日
消 防 庁

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募

消防庁は、消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等について、令和5年11月23日（木）から令和5年12月22日（金）までの間、意見を公募します。

1 改正内容

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「消防設備士講習」という。）は、現在都道府県が実施していますが、都道府県からの意見も踏まえ、オンライン化への対応として、オンライン講習を行う指定講習機関（同法第17条の11第1項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。）を新たに指定できるようにすることが必要となったことから、消防設備士講習に係る指定講習機関の指定基準等を規定するため、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）等を改正するものです。概要については、別紙2を御覧ください。

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙3・4参照）
 - ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
 - ・ 消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙1を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和5年12月22日（金）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課 米田補佐、田村

TEL 03-5253-7523（直通）

E-mail:yobo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・ 消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

消防設備士講習（消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習をいう。）に係る指定講習機関（法第17条の11第1項に規定する指定講習機関をいう。）の指定基準等を規定するため、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及び消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目（平成16年消防庁告示第25号）を改正するものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和 5 年 11 月 23 日（木）から令和 5 年 12 月 22 日（金）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれ

の意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。

- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当：米田、田村

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo_atmark_soumu. go. jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@（半角に修正してください）に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
予防課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「消防法施行規則の一部を改正する省令(案)」等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等について

令和5年11月
消防庁予防課

1 改正概要

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）により、対面講習は原則としてオンライン化することとされた。
- 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「消防設備士講習」という。）は、現在都道府県が実施しているが、都道府県からの意見も踏まえ、オンライン化への対応として、オンライン講習を行う指定講習機関（同法第17条の11第1項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。）を新たに指定できるようにする必要がある。
- そこで、消防設備士講習に係る指定講習機関の指定基準等を規定するために、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）等を改正する。

2 改正内容

(1) 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）

- 消防設備士講習に係る指定講習機関の指定基準について、以下のとおり定める。
 - ・ 指定講習機関の指定は、消防設備士講習を行おうとする法人の申請により行うこと
 - ・ 指定を受けようとする法人が総務大臣に提出する申請書及び添付書類（定款及び登記事項証明書等）を定めること
 - ・ 総務大臣は、指定を受けようとする法人が、オンライン講習ができる体制を有していること等の要件を満たしていると認めるときでなければ指定をしてはならないこと
 - ・ 総務大臣は、指定を受けようとする法人が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること等の要件に該当するときは、指定をしてはならないこと
 - ・ 総務大臣は、指定講習機関を指定したときは、当該指定を受けた者の名称等を公示しなければならないこと
- その他、講習の頻度、指定講習機関の役員等の守秘義務等の指定講習機関の運営等に関する事項について、消防法施行規則第1条の4に規定する防火管理講習に係る登録講習機関の運営等に関する事項に準じて規定する。
- その他、所要の改正を行う。

(2) 消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件（案）

- 消防設備士講習の修了証明の方法として、修了証の発行を追加する等の規定の整備を行う。

3 施行期日

- (1) (2) とともに、公布の日から施行する。

○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の三の三及び第十七条の十の規定に基づき、並びに同法を実施するため、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)

第三十一条の六 [略]

[2 略]

3 防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行った結果を、維持台帳(第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、第五項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものを用い、)に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

[一・二 略]

[4~8 略]

(工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習)

第三十三条の十七 消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から二年以内に法第十七条の十に規定する講習(以下この条及び次条において単に「講習」という。)を受けなければならない。

2 前項の消防設備士は、同項の講習を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内に講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても同様とする。

[3 略]

(工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習に係る指定講習機関)

第三十三条の十七の二 法第十七条の十一第一項に規定する指定講習機関(以下この条において単に「指定講習機関」という。)の指定は、講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 指定を受けようとする法人は、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定を受けようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一 第三十三条の十五第二項第一号から第七号まで及び第十二号に掲げる書類

二 講習事務を取り扱う事務所の名称及び所在地を記載した書類

三 講習事務の実施の方法の概要を記載した書類

四 第四項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

3 総務大臣は、前項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、法第十七条の十の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)

第三十一条の六 [同上]

[2 同上]

3 防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行った結果を、維持台帳(第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものを用い、)に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

[一・二 同上]

[4~8 同上]

(講習)

第三十三条の十七 消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から二年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。

2 前項の消防設備士は、同項の講習を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても同様とする。

[3 同上]

[新設]

<p>二 前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。</p> <p>三 申請者が、講習以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて当該講習が不公正になるおそれがないこと。</p> <p>四 全国の講習を受講しようとする者に対して、通信の方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法その他これに準ずる方法をいう。）又は当該通信の方法及び対面により講習の業務を行うことができる体制を有していること。</p> <p>4 総務大臣は、第一項の規定による申請をした法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十七条の十の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二 その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない法人であること。</p> <p>三 第八項の規定により読み替えて準用する第一条の四第二十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人であること。</p> <p>四 第八項の規定により読み替えて準用する第一条の四第二十一項の規定による指定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人であること。</p> <p>5 総務大臣は、法第十七条の十の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。</p> <p>6 指定講習機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>7 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>8 第一条の四第九項から第十五項まで、第十六項（第五号を除く。）、第十七項から第二十一項まで及び第二十二項（第一号及び第二号を除く。）の規定は、指定講習機関について準用する。この場合において、第一条の四第十項中「第一条の三に定める」とあるのは「第三十三条の十七第三項の規定に基づき消防庁長官が定める」と、同条第十六項第二号中「実施場所」とあるのは「実施場所又は実施方法」と、同項第四号中「別記様式第一号による修了証の交付の有無」とあるのは「前号の受講者のうち、講習修了証明を受けた者及びその年月日」と、同条第十七項及び第二十一項第一号中「第三項各号」とあるのは「第三十三条の十七の二第三項各号」と、同項第二号中「第四項第一号又は第三号」とあるのは「第三十三条の十七の二第四項第一号、第二号又は第四号」と読み替えるものとする。</p>	
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

2 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年総務省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第三中「第三十一条の七第二項」の下に「、第三十三条の十七の二第八項」を加える。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十七第三項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第二十五号（消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

消防庁長官 原 邦彰

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 講習科目及び講習時間 「一・二 略」</p> <p>三 一の講習修了後三十分間程度（講習科目ごとに行う場合にあつては、合計三十分間程度）の効果測定を行うものとする。</p> <p>第三 講習修了証明 課程を修了した者に対しては、消防設備士免状にその旨を記載し、又は修了証を発行するものとする。</p> <p>第四 その他講習の実施に関し必要な細目 一 講習の日時、場所等の公示 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項は、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。以下同じ。）があらかじめ公示するものとする。 「二 略」</p>	<p>第二 「同上」 「一・二 略」</p> <p>三 一の講習修了後三十分間程度の効果測定を行うものとする。</p> <p>第三 「同上」 課程を修了した者に対しては、消防設備士免状にその旨を記載するものとする。</p> <p>第四 「同上」 一 「同上」 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項は、都道府県知事があらかじめ公示するものとする。 「二 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。